

～ シリアル・ルネッサンス ～ <http://www.riceisland.co.jp>

食糧法改正とJAグループの米改革

～ 米本博一 JA全農米穀総合対策部長に聞く ～ から一部抜粋

生産調整方式の変更など米政策改革が16年度から具体化することにもなって、JAグループの米穀事業も改革される。そのポイントは「JAの取り組みを基本に」という考え方で。

「主役となるシステム」に向けた米穀事業システムの構築へ

「16年度から米の生産調整は、生産目標数量配分が変わり、JAが主体となり国や地方公共団体との連携のもと『生産調整方針』を策定し、平成20年度以降は、『農業者・農業者団体が主役となるシステム』のなかで客観的な需要情報にもとづき、JAが主体的に販売戦略を策定し、需要に応じた生産を行っていくことになります。

JAは地域単位で創意工夫ある取り組み、**市場の評価が生産目標数量に反映される**仕組みとなります。安全・安心な米の流通を基盤とした大消費地への安定供給確保や価格安定のためには全JAで『生産調整方針』に基づく計画生産を徹底することや、**「JA米」確立**に向けた取り組みが必要です。さらに、今後の販売事業もこれまでの形態にこだわらず、炊飯加工事業や外食産業などとの連携といった、より消費者接近型の取り組みをすすめて、それに対応した特色ある生産を行っていく必要があると考えています」

「JAに求められるのは、(1)JA米の確立、(2)安全検査体制の確立、(3)トレーサビリティ体制の確立、(4)農産物検査体制の確立といった基礎的な条件の整備です。そのうえで、JAは『産地づくり推進交付金』などを活用しつつ、地域水田農業ビジョン、生産調整方針、生産・販売計画の策定を行っていくことになります。」

「計画流通米のガイドラインが無くなることに伴い、『販売可能数量だけつくる』という事業方式へ**転換**する必要があります。具体的には(1)用途別・価格帯別需要の把握・分析、(2)生産者への需要情報のタイムリーな伝達、(3)地域水田農業ビジョンや生産調整方針に連動する販売計画、生産計画をつくることです。すなわち『販売を起点とした事業方式』の確立です。生産者や水田営農実践組合に対して、どの銘柄がどういった業態に、どれだけ販売されているかを的確に伝えることが大切です。需要情報にもとづいて計画的な生産を推進していくことが課題ですが、**安定的な販売を確保**していくためには、これまで以上に、卸・実需者との契約栽培や長期安定的な取引の拡大も必要です。また、外食、中食などの需要が拡大しているという米の消費の多様化にも対応するよう、業務用・加工用をはじめとした**多様な需要**に応じた品質・価格の米生産の推進も求められます」

愛知県の中堅量販店でRIが企画しました産直純米の販売がスタートしました。米改革大綱の中の「JA米の確立」を形にするため、十五年産米が不作の中でも安定的な販売先を確保したい産地側の思いと、品質や価格・販促面など産地のパワー（情熱）をより反映した米を販売したい量販店の思いを仲立ちしました。

バイヤーは産直純米をコメマーチヤンダイジングの突破口とし、産地と消費地卸との機能を分担する事で、消費地卸だけで片寄ってきた米売場が活性化して質の高い売場を実現したいと話されていました。まだ産直純米はスタートしたばかりですが、出足は順調で、お店から予想より早く追加発注など起きています。

来月には、静岡県の量販店で産直純米の販売がスタートします。従来の生産者寄りの米流通から、食べる人のためのという新しい考え方の米流通が始まります。

来週のR.Iレポートは、「テンペの紹介」です。6月7日のお届けです。

不要の方はチェックしてご返信ください。 FAX 058-252-5115 御社名

担当者様名